

新	旧	備考
貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）追加特約書 平成 18 年 4 月 1 日 06 - 制度 - 00007 <u>沿革 平成26年 9 月 24 日 一部改正</u> （以下「銀行等」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間で締結した貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）特約書（以下「２年以上貸付特約書」という。）の追加特約を次のとおり締結するものとする。	貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）追加特約書 平成 18 年 4 月 1 日 06 - 制度 - 00007 （以下「銀行等」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間で締結した貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）特約書（以下「２年以上貸付特約書」という。）の追加特約を次のとおり締結するものとする。	
（対象契約） 第 1 条 <u>貸付契約</u>が次の各号のすべてに該当する場合は、２年以上貸付特約書附帯別表第 2 の規定にかかわらず、２年以上貸付特約書の対象とする。	（対象契約） 第 1 条 次の各号のすべてに該当する<u>輸出代金貸付契約又は仲介貿易代金貸付契約</u>（以下「<u>貸付契約</u>」という。）は、２年以上貸付特約書附帯別表第 1 の規定にかかわらず、２年以上貸付特約書の対象とする。	
一 <u>輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約</u>（以下「輸出契約等」という。）に基づく設備（船舶、車両及び航空機を含む。）若しくはその部分品若しくは附属品（以下「設備等」という。）の代金若しくは賃貸料又は技術若しくは労務の提供の対価（以下「代金等」という。）<u>の支払に充てるための資金の貸付契約</u>	一 輸出契約、<u>技術提供契約又は仲介貿易契約</u>（以下「輸出契約等」という。）に基づく設備（船舶、車両及び航空機を含む。）若しくはその部分品若しくは附属品（以下「設備等」という。）の代金若しくは賃貸料又は技術若しくは労務の提供の対価（以下「代金等」という。）<u>に係る貸付契約（仲介貿易代金貸付契約にあっては、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により仲介貿易契約とみなされるものに基づく代金等に係るものに限る。）</u>	
二 <u>貸付額</u>（複数の者が協調して貸し付ける契約にあっては、各貸付額の合計額）が 1 億 5,000 万円以上の貸付契約	二 <u>契約金額</u>（複数の者が協調して貸し付ける契約にあっては、各貸付額の合計額）が 1 億 5,000 万円以上の貸付契約	
三 （略）	三 （略）	
（貸付契約の内容の変更） 第 2 条 ２年以上貸付特約書第 5 条第 2 項の<u>適用については、同項中「附帯別表第 2」とあるのは、「附帯別表第 2 若しくは前条で定める貸付契約」とする。</u>	（貸付契約の内容の変更） 第 2 条 ２年以上貸付特約書第 5 条第 2 項の「附帯別表第 1」は「附帯別表第 1 又は前条で定める貸付契約」とする。	
第 3 条 （略）	第 3 条 （略）	

新	旧	備考
(特約又は約款の改正) 第4条 特約期間中に<u>貿易保険法（昭和25年法律第67号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約又は貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00014。以下「約款」という。）を改正するものとする。</u>	(特約又は約款の改正) 第4条 特約期間中に<u>法</u>又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約又は貿易代金貸付保険約款（以下「約款」という。）を改正するものとする。	
第5条～第6条 （略）	第5条～第6条 （略）	
上記のとおり特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。 年 月 日 銀行等名 印 独立行政法人日本貿易保険理事長名 印	上記のとおり特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。 年 月 日 銀行等名 印 独立行政法人日本貿易保険理事長名 印	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u>	附 則 （略）	